

入 札 説 明 書 等

- ・ 入札説明書
- ・ 入札心得
- ・ 入札書・委任状

入 札 説 明 書

この入札説明書は、本入札公告に関し、一般競争に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない競争入札参加資格の確認等に係る手続きを明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告等のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札公告 2 のとおり

3 競争参加資格の確認等

(1) 本入札に参加希望者は、上記 2 に掲げる競争入札に参加する資格を有することを証明するため、入札公告 2 の(4)の資格を有することを証明する書類（「資格審査結果通知書」（全省庁統一資格）の写し）及び入札公告 2 の(6)に関する書類等を提出し、支出負担行為担当官から競争資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 入札の 2 日前までの間において支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(4) 申請書及び資料の提出は、以下により提出すること。

- ・提出書類、提出方法及び受領期限については、入札公告 5(3)に記載の通りとする。
- ・競争参加資格の確認又は応札（提案書）の提出に係る書類の合計ファイル容量が 10MB を超える場合には、下記の①から④の内容を記載した書面（様式は自由）を電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに貼り付け、競争参加資格の確認に係る書類は、入札公告 4(1)イに記載の提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る、提出期限必着。）すること。

なお、電子入札システムとの分割提出は認めない。

- ① 持参又は郵送で提出する旨の表示
- ② 持参又は郵送で提出する書類の目録
- ③ 持参又は郵送で提出する書類のページ数
- ④ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

(5) ファイル形式

電子入札システムにより提出する競争参加資格又は応札（提案書）の提出書類の確認書類のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word（Word2016 形式以降）
- ・ Microsoft Excel（Excel2016 形式以降）
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル（Adobe Acrobat DC 以降）
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

・圧縮ファイルLZH形式

- (6) 提出期間以降における競争参加資格の確認書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 承諾を得て紙により提出する場合は、提出資料のほか、競争参加資格の有無を通知する返信用封筒(長3号)を、申請書及び確認資料と併せて提出すること。返信用封筒には、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円分)の切手を貼付すること。
- (8) 申請書は、様式1-1により作成すること。

4 競争参加資格の確認は、確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、電子入札システムによる申請者には電子入札システムで、紙入札方式の申請者には書面で、競争参加資格の有無について令和6年5月7日(火)までに通知する。

なお、競争参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

5 入札説明書及び仕様書に対する質問

- (1) この入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
 - ① 受領期間：令和6年4月12日(金)から令和6年5月8日(水)まで。
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9時から17時まで(12時から13時までを除く。)
 - ② 提出場所：入札公告5(2)イ)に同じ又は電子メール(akihiro_fujiwara050@maff.go.jp)
 - ③ 提出方法：書面の持参又は郵送(書留郵便に限る。)又は電子メール(締切日必着)による。
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により回答する。また、質問及び回答書の内容を閲覧に供するとともに、九州森林管理局ホームページに随時掲載する方法により公表する。

6 その他

- (1) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日等を除く、9時から17時まで稼働している。
- (2) 障害発生時及び電子入札システムの操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】
農林水産省電子入札ヘルプデスク
受付時間：土日、祝日及び年末年始を除く9時から16時(12時から13時までを除く。)
電話：048-254-6031
e-mail：help@maff-ebic.go.jp
- (3) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (4) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
九州森林管理局長 殿

代表者氏名
商号又は名
代表者氏名

令和 6 年 4 月 12 日付けで入札公告のありました令和 6 年度白髪岳二ホンジカ行動状況把握調査作業業務に係る競争に参加する資格について、確認されたく、必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと及び入札条件を満たす内容については事実と相違ないことを誓約します。

入 札 心 得

(総則)

第1条 支出負担行為担当官の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。

ただし、電子調達システムによる入札参加者は、入札書提出入力画面上において入札書を作成し、公告又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

4 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(注) 下線部分は、電子調達システムの対象案件でない場合は、記載不要

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札（電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項（別紙様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

（再度入札）

第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（落札者の決定）

第7条 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書等の記載事項の要求を満たしている入札者の中から、最も安価な金額をもって入札した者と認める方法をもって落札者を定めるものとする。

（同価格の入札）

第8条 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便若しくは電子調達システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第10条 落札者は、契約書を作成するときは、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。
- 3 支出負担行為担当官は、落札者が第1項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当

該落札者を契約の相手方としないことがある。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第12条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
九州森林管理局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 □
(代理人氏名 □)
(復代理人氏名 □)

¥ _____

ただし、「令和6年度白髪岳二ホンジカ行動状況把握調査作業業務」
の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- [注意]
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
 - 2 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
 - 3 金額の訂正はしないこと。
 - 4 用紙は、A4判とする。
 - 5 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
 - 6 ()内は、(復)代理人が入札するときに使用すること。
この場合、代表者印(及び代理人印)は不要とする。
 - 7 委任状は別葉にすること。

委 任 状

私は、
を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官九州森林管理局長の発注する「令和6年度白髪岳二ホンジカ行動状況把握調査作業業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

- ・ 入札及び見積に関する一切の権限
- ・ （復代理人の選定に関する一切の権限）

（復）代理人使用印鑑	□
------------	---

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 □
代理人所属先住所
代理人所属先・役職
代理人氏名 □

支出負担行為担当官
九州森林管理局長 殿

[注意] 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
復代理人を選定する場合は、適宜カッコ内を記載すること。

(参 考)

紙入札による申出書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

九州森林管理局長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

□

電話番号

(全省庁統一資格の業者コード)

)

電子調達対象案件における紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名
令和6年度白髪岳二ホンジカ行動状況把握調査作業業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
- 3 担当者の連絡先
氏 名
会社住所
部 署
電話番号
FAX番号

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。